

議案第15号

入間市子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和6年2月14日提出

入間市長 杉 島 理一郎

提 案 理 由

子ども医療費の対象年齢を18歳まで拡大し、及び県の乳幼児医療費支給制度が改正されることに伴い、所要の改正をし、併せて条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。

入間市子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例

(入間市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正)

第1条 入間市子ども医療費の支給に関する条例（昭和48年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「15歳」を「18歳」に改める。

第3条第2項に次の一号を加える。

(6) 他の都道府県又は市町村が実施する制度により乳幼児、重度心身障害者又はひとり親家庭等に対する医療費の支給を現に受けている者

第4条第2項中「生計維持者」の次に「であり、日本国内に住所を有する者」を加える。

第6条中「、被保険者証、組合員証又は加入者証及び」を削る。

第8条第2項中「市長の指定する保険医療機関等で医療を受けた場合には、」を「埼玉県内の医療機関等で医療を受けた場合には、規則の定めるところにより」に改め、同条第4項を削る。

(入間市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部改正)

第2条 入間市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の一項を加える。

6 この条例において「現物給付」とは、次条で規定する対象者が、健康保険法第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局等で一部負担金の支払いを求められず、市町村が受給者に代わって医療費を当該医療機関に支払うことをいう。

第3条第1項中「有する」の次に「ひとり親家庭又は養育者家庭の」を加え、同条第3項中「対象」を「対象者」に改め、同項に次の一号を加える。

(5) 日本国内に住所を有しない者

第4条第1項中「ときは、」の次に「そのひとり親家庭又は養育者家庭の対象者について、」を加える。

第5条第1項中「家庭に属する」を「ひとり親家庭又は養育者家庭の」に改め、同条第3項中「対象者でない」とを「受給者証を交付しないことを」に改める。

第7条第2項中「受給者が市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合には、一部負

担金」を「埼玉県内の医療機関等が現物給付を実施する場合には、規則の定めるところによりひとり親家庭等医療費」に改める。

第8条第1項中「変更」の次に「等」を加える。

第11条中「行為」の次に「等」を加える。

(入間市子ども医療基金条例の一部改正)

第3条 入間市子ども医療基金条例(平成24年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第6条中「のうち、小学校就学の始期に達している者の医療に関する給付に係る」を「(埼玉県が実施する子どもの医療費を助成する制度の対象となる者の医療に関する経費を除く。)の」に改める。

附 則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定(第2条第1号の改正規定を除く。)及び第2条の規定 公布の日

(2) 第3条の規定 令和6年4月1日

(3) 第1条の規定(第2条第1号の改正規定に限る。) 令和6年10月1日

2 第1条の規定(第2条第1号の改正規定に限る。)による改正後の入間市子ども医療費の支給に関する条例の規定は、令和6年10月1日以後の医療に係る子ども医療費の支給について適用し、同日前の医療に係る子ども医療費の支給については、なお従前の例による。